

猪名川町情報セキュリティ基本方針

第 1.1 版

令和 8 年 3 月

改訂履歴

施行年月日	規程番号	改訂理由・内容
平成16年9月15日	規則第23号	猪名川町情報セキュリティに関する規則を施行
平成22年3月1日	教育委員会規則第2号	猪名川町学校教育情報セキュリティに関する規則を施行
平成23年4月27日	要綱第35号	猪名川町情報セキュリティ監査実施要綱を施行
平成25年11月1日	要綱第32号	猪名川町情報化推進リーダー設置要綱
令和7年4月1日		上記3規則を廃止
令和7年4月1日	第1.0版	猪名川町情報セキュリティポリシー及び、猪名川町学校教育情報セキュリティポリシーにおける基本方針を統合する目的で、猪名川町情報セキュリティ基本方針を策定
令和8年3月2日	第1.1版	猪名川町情報セキュリティポリシーの適用範囲に議会を追加

目次

1. 目的	1
2. 定義	1
3. 情報セキュリティポリシーの位置付け及び構成	2
4. 対象とする脅威	2
5. 適用範囲	3
(1) 組織の範囲	3
(2) 情報資産の範囲	3
(3) 情報資産の対象	3
6. 遵守義務	3
7. 情報セキュリティ対策	3
8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	5
9. 情報セキュリティポリシーの見直し	5
10. 情報セキュリティ対策基準の策定	5

1. 目的

本町の情報システムが取り扱う情報には、住民の個人情報や行政運営上重要な情報が多数含まれており、これをさまざまな脅威から保護することは本町の重要な責務である。

また、本町が保有するネットワーク、情報システム及びこれらに関する機器や設備についても、同様にさまざまな脅威から保護するための対策は必要不可欠である。

本基本方針は、本町の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

本町の使用するすべての情報システム、情報システムの開発及び運用に係る情報並びに情報システムにおいて取り扱うすべての情報をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針、猪名川町情報セキュリティ対策基準、及び猪名川町教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(10) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう
(マイナンバー利用事務系を除く)。

(11) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3. 情報セキュリティポリシーの位置付け及び構成

情報セキュリティポリシーは、本町が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた情報セキュリティ対策の基本となるものであり、本基本方針、猪名川町情報セキュリティ対策基準から構成される。

また、学校教育の現場においては、地方公共団体の他の行政事務とは異なるため、情報セキュリティ対策の基本となる本基本方針は共通としつつ、猪名川町情報セキュリティ対策基準に相当する部分は別途、猪名川町教育情報セキュリティ対策基準を定め、これらをもって情報セキュリティポリシーを構成するものとする。

なお、猪名川町情報セキュリティ対策基準及び猪名川町教育情報セキュリティ対策基準は、対象となる者がそれぞれの業務において、情報セキュリティ対策等を実施するために最低限必要な水準として、職員、再任用職員、任期付職員、教員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員、労働者派遣契約等により本町業務に従事する者(以下「職員等」という)が遵守すべき事項及び判断基準をまとめたものである。

4. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の

不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

5. 適用範囲

(1) 組織の範囲

猪名川町内部部局、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会事務局、地方公営企業および議会とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(3) 情報資産の対象

本町が実施する業務で扱う情報資産を町の情報資産として本基本方針の対象とする。

6. 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたっては、それぞれの業務に応じて情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

7. 情報セキュリティ対策

上記4の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本町の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本町の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県及び町のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

9. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

10. 情報セキュリティ対策基準の策定

本基本方針に定める情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を規定する猪名川町情報セキュリティ対策基準及び猪名川町教育情報セキュリティ対策基準を別途策定する。

なお、猪名川町情報セキュリティ対策基準及び猪名川町教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。